

毎週火、金曜日は発行(但休日)に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 県有船舶管理規則

## 規 則

県有船舶管理規則をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

県有船舶管理規則

(趣旨)

第一条 県有船舶使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十九号)第一条に規定する県有船舶(以下「県有船舶」という。)の管理については、鳥取県

有財産及び管造物に関する条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第十号)及び県有船舶使用料条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(使用許可)

第二条 県有船舶を使用しようとする者は、第一号様式による申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をするときは、第二号様式による使用許可証を交付するものとする。

(使用期間又は実働時間の変更許可)

第三条 前条第一項に規定する許可を受けた者(以下「県有船舶使用者」という。)が許可に係る使用期間又は実働時間を変更しようとするときは、第三号様式による変更申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をするときは、第四号様式による変更許可証を交付するものとする。  
(使用料の納付方法)

第四条 使用料は、使用期間経過後直ちに納額告知書により納付しなければならない。

(費用の負担)

第五条 具有船舶使用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 具有船舶の引渡し及び返納に要する費用
- 二 具有船舶の運航及び運転に必要な費用(県の任命に係る乗組員についての費用を除く。)

(遵守事項)

第六条 具有船舶使用者は、具有船舶をその能力以上に使用し、又は乱雑に取り扱ってはならない。

(申請書の經由機関)

第七条 第二条及び第三条の規定による申請書は、具有船舶の使用場所を所轄する土木出張所長を經由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 具有船舶貸付規則(昭和二十四年三月鳥取県規則

第十九号)は、廃止する。

第一号様式

具有船舶使用許可申請書

次のとおり具有船舶使用の許可を申請します。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事氏 名殿

一 使用目的

二 使用場所 郡 市 町 大字 港(川)

三 使用期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

四 使用船舶及び実働時間

船 名	実 働 時 間

第二号様式

鳥取県指令受河第 号

住所

氏 名

昭和 年 月 日付で申請のあつた具有船舶

使用については、次のとおり許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

一 使用目的

二 使用場所

三 使用期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

四 使用船舶、実働時間及び使用料

合 計	船 名	実働時間	実働一時間 当り使用料	使 用 料

五 その他

第三号様式

具有船舶使用期間変更申請書

昭和 年 月 日付鳥取県指令受河第 号

で使用許可になつた具有船舶の実働時間を次のとおり変更

更したいので許可されたく申請します。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事氏 名殿

船 名	使用期間		実働時間	
	変更前	変更後	変更前	変更後

第四号様式

鳥取県指令受河第 号

住所

氏名

昭和 年 月 日付で申請の昭和 年

月 日付鳥取県指令受河第 号で許可した県有船

船の使用期間の変更については、次のとおり許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

合計	船舶名		使用期間		実働時間		使用料	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
/								
/								
/								
/								

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所 (定価) 一部月極二五〇円(送料共)